

個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）  
概 要 版

1・評価書名 個人住民税に関する事務 全項目評価書

2・評価実施機関名 豊橋市長

3・基本情報

(1)事務の名称

個人住民税に関する事務

(2)事務の内容

地方税法に基づき、賦課期日時点において本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して課税を行う。

4・特定個人情報ファイルの概要

(1)課税情報ファイル

ア・内容

課税対象者、課税資料、課税対象者の賦課情報等を管理する。

イ・入手

住基情報等、課税のために必要な本人に関する情報について関係部署から入手する。  
また、課税資料である申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等について、本人、税務署、事業所、年金保険者等から入手する。

ウ・使用

賦課期日現在の住民を正確に把握し、課税資料に基づいて税額計算を行い、個人住民税の公平かつ適正な賦課を行うために使用する。

エ・委託

システムの運用保守業務、当初課税データ入力業務、税額決定通知書等印刷・封入封緘業務の委託を行う。

オ・提供・移転

法令等に基づき個人住民税情報の提供・移転を行う。

カ・保管・消去

委託業者のデータセンターで保管している。データセンターは権限を持った者しか入館入室できず、自動での本人確認を行い、入館の際には持込品検査を実施している。保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において適宜削除を行う。

## (2) 収納情報ファイル

### ア・内容

賦課された複数の税目ごとに発生した収納情報を個人ごとに名寄せを行い個人別に管理する。

### イ・入手

課税情報ファイルから入手する。

### ウ・使用

個人住民税の公平かつ適正な徴収を行うために使用する。

### エ・委託

システムの運用保守業務の委託を行う。

### オ・提供・移転

なし

### カ・保管・消去

委託業者のデータセンターで保管している。データセンターは権限を持った者しか入館入室できず、自動での本人確認を行い、入館の際には持込品検査を実施している。保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において適宜削除を行う。

## 5・特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

### (1) 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

- ・法令に定められた本人確認及び番号確認の措置に従い、所定様式にて情報を入手することで、目的外の入手、情報の不正確を防ぐ。
- ・賦課期日時点の住民情報を管理するため、既存住民基本台帳システムより最新の情報の移転を受け、情報の修正を随時行っている。
- ・紙媒体については、定められた保管場所で施錠管理を行う。
- ・eLTAX、国税連携システム等で入手する電子ファイルについては LGWAN（総合行政ネットワーク）に接続されたシステムから入手し、認証等により特定の権限者以外は操作が行えない仕組みとなっており、入手した情報は適切なアクセス制御がなされた保管場所に格納する。

### (2) 特定個人情報の使用

- ・番号利用業務以外の部門では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。
- ・個人住民税システムの稼働する庁内 LAN では、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
- ・ユーザーID ごとのアクセス権限は情報企画課にて管理変更を行い、定期的に確認を行っている。
- ・アクセスログを記録し、5年間保存している。

- ・ 個人情報の取扱いについての研修を実施し、事務外利用の禁止を徹底している。

### (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・ 委託業者の社会的信用と能力を確認して選定し、選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。
- ・ 個人情報保護に関する規定や体制の整備等について確認する。
- ・ 必要があると認められる際は委託業者に対し報告を求め実地調査を行うことができる。
- ・ 委託業者に対し個人情報保護に関する誓約書を提出させている。
- ・ 原則、再委託は禁止しており、特別な理由がある場合は書面により本市の承認を受けることとしており、委託業者と同様の取扱いを遵守させる。

### (4) 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

- ・ 提供・移転する際に、アクセスログに実行処理結果が記録される仕組みとなっている。
- ・ 提供・移転については法令で定められた事項についてのみ行い、個人番号を必要としない業務から住民税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。
- ・ システム経由での提供・移転に関しては、連携システムでの十分な検証を実施して正確に行う。
- ・ 連携システムは、あらかじめ許可された提供・移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供・移転が行われないことをシステム上で担保する。

### (5) 情報提供ネットワークシステムとの接続

- ・ 職員の操作ログ、時刻等の内容が記録されるため、不適切な端末の操作や情報の入手を抑止する。
- ・ 個人住民税システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。
- ・ 送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う。
- ・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用し、安全性を確保している。
- ・ 連携システムは、あらかじめ許可された提供・移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供・移転が行われないことをシステム上で担保する。

### (6) 特定個人情報の保管・消去

- ・ 監視カメラを設置してサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。
- ・ サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。
- ・ サーバー設置場所への持ち込み物（カメラ、携帯電話）を制限している。
- ・ ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行い、不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
- ・ 住民基本台帳事務において更新があった際、個人住民税システムにも最新の特定個人

情報が反映される仕組みを構築している。

- ・本人や他機関から課税資料を入手した際は遅滞なく税額更正を行う。
- ・保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において適宜削除を行い、削除後データに過不足のないように削除記録を残す。

#### 6・その他のリスク対策

- ・定期的に自己点検を実施し、運用状況を確認する。
- ・年に1回自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
- ・定期的に研修を実施し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。

#### 7・開示請求、問合せ

##### (1)個人情報ファイル簿の公表

行っている

##### (2)公表場所

豊橋市総務部行政課じょうほうひろば

##### (3)問合せ先

豊橋市財務部市民税課

#### 8・評価実施手続

パブリックコメント及び第三者点検を実施し、個人情報保護委員会に評価書を提出し公表を行う。

#### 9・主な変更点

- ・記載する特定個人情報ファイルの内容の整理・統合化
- ・提供・移転に関する適用条文の追加・変更
- ・セキュリティ対策の追加・変更
- ・文言の変更 等